

| ページ | 現 行 | 変 更 案 |
|-----|--|---|
| 25 | <p>【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】 略</p> <p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の仕組みや各種制度について、積極的な啓発を行います。 地区計画や建築協定を支援します。 区域区分¹²や用途地域¹³等の土地利用方針に沿った適正な規制・誘導を行います。 社会経済情勢に対応する土地利用方針等について必要な検討、策定を行います。 景観についての啓発を行います。 | <p>【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】 略</p> <p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の仕組みや各種制度について、積極的な啓発を行います。 地区計画や建築協定を支援します。 区域区分¹²や用途地域¹³等の土地利用方針に沿った適正な規制・誘導を行います。 社会経済情勢に対応する土地利用方針等について必要な検討、策定を行います。 景観についての啓発を行います。 <p>【関連する個別計画】 <u>鳥栖市都市計画マスタープラン</u></p> |
| 31 | <p>【関連する個別計画】 <u>鳥栖市地域公共交通総合連携計画</u></p> | <p>【関連する個別計画】 <u>鳥栖市地域公共交通網形成計画</u></p> |

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 3 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します>

【取組担当課】

都市計画課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

自然環境等に配慮した計画的な土地利用によって、魅力的で住みやすいまちが形成され、「鳥栖に住みたい」と思う人が増えています。

【取組の方針】

無秩序な雑然としたまちなみを防ぎ、魅力的で住み良いまちづくりを進めるためには、長期的構想で用途に応じた土地利用のエリア設定が必要です。

今後は、豊かな自然を活かした、ゆとりやうるおいのある住みやすい環境との調和のもと、都市の持続的な発展が可能となるような、機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になります。そのため、長期的な視点に立ち、地域特性に応じた合理的な土地利用と、多様な都市機能の集積を進め、景観に配慮した住みやすい環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

| |
|--|
| 市民の役割 |
| ・規制、誘導の基準や趣旨に基づき、地区計画 ¹⁰ や建築協定 ¹¹ に参画します。 |
| 事業者の役割 |
| ・開発などの際、適切な事業実施に努め、適切な土地利用により、景観との調和を図ります。 |
| 行政の役割 |
| ・都市計画の仕組みや各種制度について、積極的な啓発を行います。 |
| ・地区計画や建築協定を支援します。 |
| ・区域区分 ¹² や用途地域 ¹³ 等の土地利用方針に沿った適正な規制・誘導を行います。 |
| ・社会経済情勢に対応する土地利用方針等について必要な検討、策定を行います。 |
| ・景観についての啓発を行います。 |

【関連する個別計画】

鳥栖市都市計画マスタープラン

¹⁰ 地区計画：地区の特性に応じた良好な環境づくりを目指し、土地所有者などと行政が協働で建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度

¹¹ 建築協定：一定の区域の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

¹² 区域区分：計画的な市街化を図るため、都道府県は都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を区分(線引き)できる。前者は優先的に市街化を図るべき区域、後者は市街化を抑制すべき区域で、開発が制限される。

¹³ 用途地域：良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として都市計画法で定められた12種の地域

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 6 誰もが移動しやすい交通体系を確立します＞

【取組担当課】

社会福祉課、国道・交通対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が分かりやすく、利用しやすい公共交通ネットワークが構築されています。

【取組の方針】

これまでの自動車中心の交通体系を見直し、公共交通機関や自転車など、多様な手段を含めた総合的な交通政策の推進が求められています。

現在の公共交通は、鉄道、民間路線バス、ミニバス¹⁸及びタクシー等で構成されており、ミニバスは交通空白地域を解消するための手段として、平成21年度より鳥栖地区・田代地区、平成24年度より基里地区・旭地区を運行しています。

今後も、市民の移動を支える公共交通機関の利便性の確保を図りながら、地域公共交通のあり方についての検討を進めていきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

| |
|---|
| 市民の役割 |
| ・ 日頃の身近な移動手段として、環境にも配慮し、自転車や公共交通機関を利用します。 |
| 事業者の役割 |
| ・ 交通事業者は、地域公共交通の手段として、交通資源の維持確保に努めています。 ・ 通勤や出張などの際の公共交通利用を促しています。 |
| 行政の役割 |
| ・ 交通空白地帯への対応に努めます。 ・ 高齢者や障害のある人の移動を支援します。 |

【関連する個別計画】

鳥栖市地域公共交通網形成計画

¹⁸ミニバス：10人乗りワゴン車により、市内を定時定路線で循環運行している乗合タクシー